

## 2.手形・小切手と銀行取引

### 2-1.振出

#### (1)小切手（小 3）

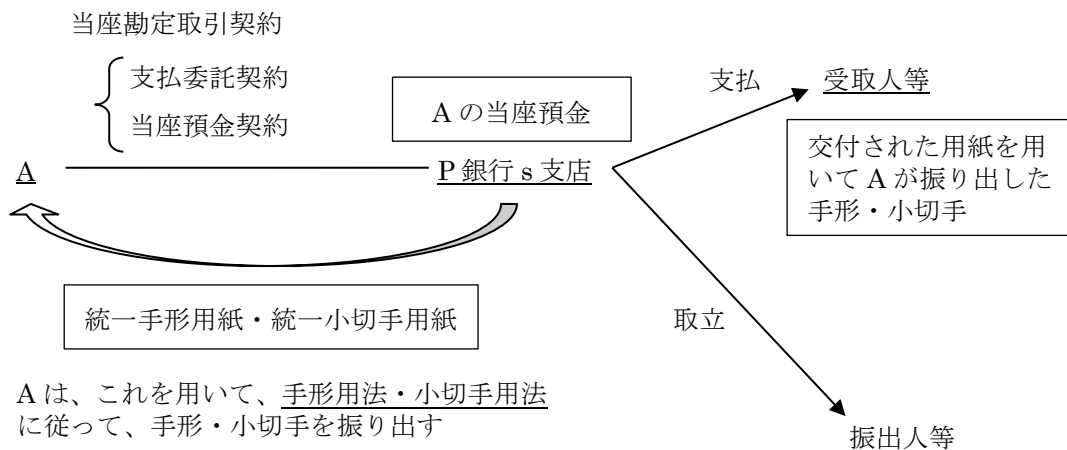
- ①振出人が当座預金を有する銀行を支払人とする
- ②振出人・銀行間で、当座預金を小切手によって処分できる旨の契約（小切手契約）締結

#### (2)約束手形——支払委託

#### (3)当座勘定取引契約と統一手形用紙・統一小切手用紙

##### **事例 2-a** 当座勘定取引契約と統一手形用紙・統一小切手用紙

A は事業を行う上で手形・小切手を振り出すために、P 銀行と当座勘定取引契約を結び、P 銀行 s 支店に当座預金口座を開設した。A は P 銀行 s 支店から同支店を支払場所・支払人とする統一手形用紙・統一小切手用紙を受け取った。



①統一用紙の交付

②統一用紙のみ扱い（支払、手形割引、取立依頼）

統一手形用紙・統一小切手用紙

- ・手形は昭和 40 年 12 月から、小切手は昭和 43 年 11 月から、現在の統一用紙体制
- ・統一用紙では、あらかじめ記入されている事項がいくつかある
- ・統一用紙体制以前には、手形や小切手の用紙は、普通に文房具屋で売られていた

2-2.譲渡

(1)小切手—— 一覧払（小 28 I）、支払呈示期間 10 日（小 29 I）

(2)約束手形——手形割引（1-2(4)）、銀行取引約定書

2-3.支払

**事例 2-b** 約束手形の支払と銀行

A は B から商品を仕入れた代金の支払のため、P 銀行 s 支店から交付された統一手形用紙を用いて、B を受取人とする約束手形を振り出した。B は、この手形の取立を、自己の取引銀行である Q 銀行 w 支店に依頼した。Q 銀行 w 支店は、この手形を、手形交換所で支払呈示した。P 銀行 s 支店はこの手形を持ち帰った。

(1)支払委託——統一手形用紙：支払場所（支払銀行）

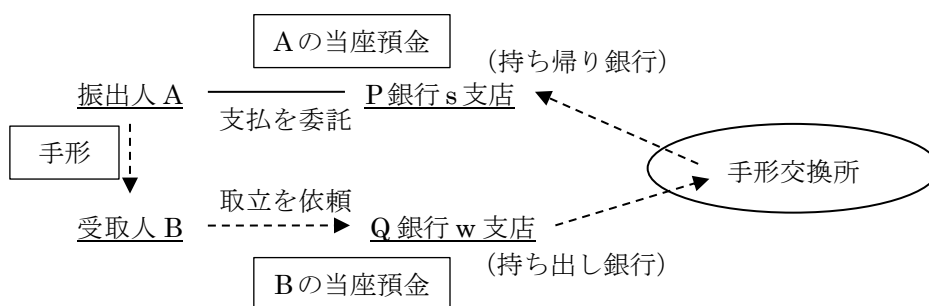
(2)取立の依頼

支払のための呈示（手 38 I・77 I ③、小 29 I）→取立の依頼

(3)手形交換

・ 自行の別支店が支払銀行

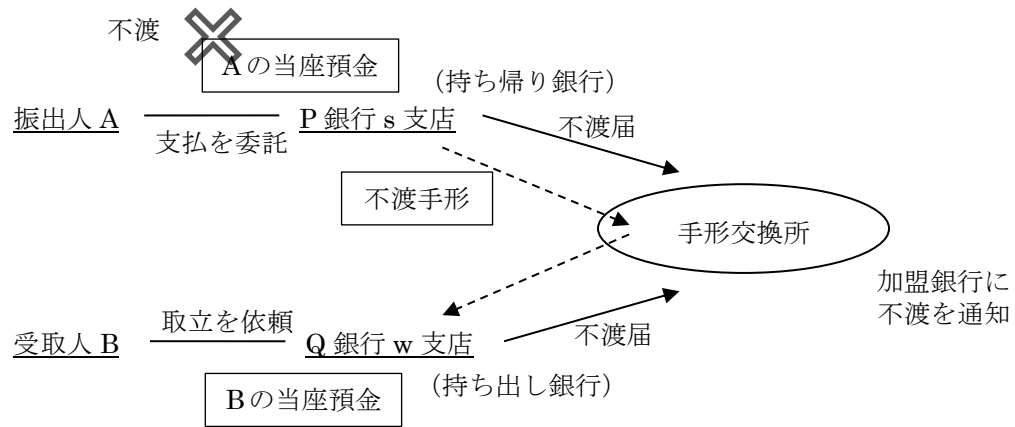
・ 別の銀行が支払銀行——手形交換制度



手形交換所での呈示（手 38 II・77 I ③、小 31）

\* 電子交換所

(4)不渡



6 か月以内に同じ振出人について不渡が 2 回

→取引停止処分 (不渡処分) = 2 年間、加盟銀行との当座勘定取引・貸出取引が停止

\*当座貸越契約 [テキスト 2.4.5]

\*資金不足以外の不渡